

学校法人朴沢学園一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

令和3年4月1日策定

1 主 旨

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、学校法人朴沢学園一般事業主行動計画（女性活躍推進法）（以下「行動計画」という。）を策定する。

2 行動計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

3 本学園の課題

- (1) 労働者に占める女性の割合、特に大学における教員の女性割合が低い。
- (2) 継続勤務年数に男女の大きな差は見られないが、管理職に占める女性の割合が低い。

4 行動計画の内容

目標1：労働者に占める女性の割合を、学園全体として当面30%以上とすることを目標とし、特に大学の女性教員増のための方策を検討する。

対策 短時間勤務制度等の柔軟な働き方の拡充を図るよう努力する。

目標2：管理職に占める女性割合を、当面20%以上にする。

対策 キャリア研修その他の研修の機会を男女差別なく与えるとともに、適正な評価に基づく管理職の配置を行うよう努力する。